平成２８年（フ）第１９２０号
札幌市豊平区月寒東２条16丁目１番91―263号
債務者　三木　綾子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９７５号
北海道江別市牧場町１番地の10
債務者　岡田　理子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９８７号
札幌市清田区北野４条２丁目12番９号
債務者　山本　尚美
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９９２号
札幌市東区北20条東９丁目２番12号　ホワイトテムＮ20―102号
債務者　合場　義幸
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９２号
北海道厚岸郡浜中町西円朱別西18線191番地
債務者　高田　幸男
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第２８８号
群馬県前橋市広瀬町１丁目22番地５　川端ハイツ　２号
債務者　中山　成美
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２９９号
群馬県前橋市堀之下町389番地４
債務者　柴田　貴之
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第３０号
群馬県利根郡みなかみ町下津3318番地
債務者　髙橋　照久
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２８年（フ）第１０２６号
京都市右京区嵯峨野芝野町26番地　嵯峨野ハイツ517
債務者　中村　忠夫
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１１２６号
京都市左京区岩倉幡枝町657番地１　レスポワールオオニシ101
債務者　舛田　公一
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第８３５号
堺市西区草部1085番地26
債務者　松野　千秋
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８３６号
堺市東区石原町４丁141番地８
債務者　鈴木　　茂
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８４１号
堺市西区津久野町１丁17番７―206号
債務者　山﨑　文子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第８４６号
大阪府松原市上田５丁目９番29号
債務者　片田　建一
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１２４号
北海道伊達市西浜町81番地18表山借家Ｎｏ．１
債務者　藤原すみえ
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第７４号
新潟県新発田市住吉町２丁目３番14号　エスポワール住吉Ｉ　101、前住所新潟県新発田市住吉町４丁目３番13号　ルーチェ　101
債務者　加藤　美子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第７７号
新潟県村上市碁石45番地
債務者　加藤　和子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２８年（フ）第２６０号
愛知県江南市飛高町泉131番地　ＭＴＧビル202号
債務者　西田美枝子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部